

平成 23 年度千葉市中小企業資金融資審議会

1. 日時

平成 23 年 11 月 7 日（月） 14：00～14：30

2. 会場

千葉市国際交流プラザ 第一会議室

3. 出席者

（会 長）小川委員

（副会長）榊原委員

（委 員）村田委員、西委員、坂井委員、日原委員、石黒委員、石渡委員

4. 議題

（1）平成 23 年度の中小企業資金融資制度について

（2）平成 24 年度の中小企業資金融資制度の改正について

5. 議事の概要

諮問された改正案については、利用者の利便性が向上し、今後の成長分野への重点的な支援策が取られていることから、現状に沿った適切な内容であると考えられる。よって、全会一致で、諮問書のとおり制度改正をすべきであるという結論を得た。

6. 会議経過

【事務局】

お待たせいたしました。ただいまから平成 23 年度千葉市中小企業資金融資審議会を開会いたします。私、本日の進行役を務めさせていただきます千葉市経済農政局経済部産業支援課課長補佐の川島でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会につきましては、千葉市中小企業資金融資審議会設置条例第 6 条の規定によりまして、半数以上の委員さんの出席により開催させていただくこととなっております。本日、委員総数 10 名のうち 8 名の委員のご出席をいただいておりますので、会議として成立していますことを始めにご報告させていただきます。

また、本審議会については、千葉市情報公開条例に基づき、会議を公開し傍聴を認めておりますことも、併せてご報告させていただきます。

審議会の議事録につきましても、同様に公開することとなっております。議事録の内容については、会長の承認をもって審議会の承認とさせていただきます。

会議に入る前に、市からのご挨拶と委員の皆様のご紹介をさせていただきます。それでは渡部経済農政局長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【渡部経済農政局長】

経済農政局長の渡部でございます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。また、日頃から千葉市政、とりわけ経済行政に深いご理解、ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りして御礼申し上げます。

既に皆様方ご承知のとおり、中小企業の状況は非常に厳しいものがございます。特に、3月の東日本大震災の発生、それによる直接的あるいは間接的な影響、そして、昨今の歴史的な円高による影響の中、公的資金による資金融資制度の役割というのは非常に高まっております。後ほど、課長のほうから詳しくご説明を申し上げますが、平成23年度におきましても、取扱件数そして融資残高、いずれも非常に伸びております。

また、ちょうど現在、予算の要求のタイミングでもございます。そういった中で、24年度に予定をしております制度の改正の要点を併せてご説明したいと存じます。どうか委員の皆様方には、忌憚のないご意見を頂戴できればと存じております。

非常に限られた時間ではございますが、本日はよろしくお願い申し上げます。以上で、審議会冒頭のご挨拶とさせていただきます。

【事務局】

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の資料の名簿に従いまして、順次ご紹介させていただきます。

千葉商工会議所常務理事の小川委員でございます。

【小川委員】 よろしく申し上げます。

【事務局】 千葉市土気商工会専務理事の村田委員でございます。

【村田委員】 よろしくお願いたします。

【事務局】 千葉県信用保証協会専務理事の西委員でございます。

【西委員】 よろしく申し上げます。

【事務局】 三井住友銀行千葉法人営業部長の坂井委員でございます。

【坂井委員】 坂井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【事務局】 千葉信用金庫審査部長の日原委員でございます。

【日原委員】 よろしくお願いたします。

【事務局】 商工組合中央金庫千葉支店長の石黒委員でございます。

【石黒委員】 よろしく申し上げます。

【事務局】 千葉県商工労働部経営支援課長の石渡委員でございます。

【石渡委員】 よろしくお願いたします。

【事務局】 千葉大学法経学部教授の榊原委員でございます。

【榊原委員】 よろしくお願いたします。

【事務局】

千葉銀行審査部長の大和久委員、及び、商店街連合会会長の伊勢田委員が、本日は急用のため欠席でございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。経済農政局長の渡部ござい

ます。

【渡部経済農政局長】 改めまして、よろしくお願ひいたします。

【事務局】 経済農政局経済部産業支援課長の鈴木でございます。

【鈴木産業支援課長】 鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 同じく産業支援課主査の中臺でございます。

【中臺主査】 中臺でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 同じく産業支援課主任主事の佐藤でございます。

【佐藤主任主事】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

早速ですが、議事に従いまして、審議に入らせていただきます。

それでは、小川会長お願ひいたします。

【小川会長】

改めて、皆さんこんにちは。会長を務めさせていただきます、小川でございます。議事がスムーズに進行できますよう、皆様方のご協力をよろしくお願ひをいたします。

それでは、早速、議題1の平成23年度の中小企業資金融資制度について、事務局より説明をお願ひいたします。

【鈴木産業支援課長】

鈴木でございます。それでは、議案内容について説明をさせていただきます。

始めに、議案1「平成23年度の中小企業資金融資制度について」でございますが、この議案につきましては報告事項でございます。

まず、議案書1ページをご覧ください。3月11日に発生しました東日本大震災により、国内の景況感が急激に悪化したことから、5月23日に、国による中小企業への資金繰り対策として「東日本大震災復興緊急保証制度」が創設されました。

本市におきましても認定業務を開始したほか、本保証制度に対応した融資メニューとして「震災復興資金」を急遽新設しまして、市内中小企業の資金繰りの安定化に努めることといたしました。また、あわせて既存メニューである「災害復旧資金」についても一部要件を緩和しました。それぞれの詳細につきましてはお手元の資料に記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の2ページをごらんください。「3. 認定件数の受付推移」につきましては、4月以降に当課で受け付けしました認定件数の推移となっております。また、表中の、り災証明書につきましては、1枚に複数の場所を記載して申請されるケースがあるため、記載の件数は認定の申請件数ではなく被災場所の件数となっております。

続きまして、「4. 平成23年度の融資実績推移」につきましては、4月から9月までの融資実績の推移になります。9月末時点で1,725件、352億100万円となっております。これは昨年を大きく超える実績となっております。また、新規メニューである「環境経営応援資金」と「震災復興資金」や、要件を緩和した「災害復旧資金」の実績については記載のとおりでございます。

最後ですが、「5. 環境経営応援資金の利子補給率引き下げ」につきましては、利子補給

率について10月より1.4%から1.1%へ引き下げを実施させていただいております。

議案1につきまして、説明は以上のとおりでございます。

【小川会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいま平成23年度の中小企業資金融資制度につきまして事務局から報告がございました。これにつきまして、ご意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。

報告ということですので（特にご意見なしで）よろしいでしょうか。もしよろしければ、続けて議案の2に移りたいと思います。

議案2の平成24年度の中小企業資金融資制度の改正につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

【鈴木産業支援課長】

それでは、議案2「平成24年度の中小企業資金融資制度の改正点」についてご説明させていただきます。

議案書の3ページをご覧ください。

まず、1. 現行制度の概要についてでございます。(1) 制度の目的でございますが、本市中小企業資金融資制度は、市内の中小企業の経営基盤の確立と近代化及び中小企業者で組織される組合等に対する事業の近代化のために必要な資金を融資して、中小企業の振興育成を図ることを目的としております。平成22年度の実績は、融資件数3,185件、融資実行額542億8,700万円、年度末における融資残高は952億円となっております。

(2) 融資メニューですが、大きく分けて「事業拡充」「経営安定」「創業支援等」の3つのカテゴリーに分かれており、現在11種類の融資メニューを用意しております。

(3) 取扱金融機関ですが、市内に支店のある都市銀行、地方銀行、信用金庫、商工組合中央金庫となっております、全部で12の金融機関が本市の融資制度の取り扱いを行っております。

(4) の資金融資の利用状況につきましては、市内には個人事業主を含め、約1万2,000先の中小企業があります。そのうちの約4割に当たる約4,800先に本市融資制度を利用いただいているところでございます。

次に、2. 制度改正の必要性ですが、平成20年10月から開始した国の緊急保証制度の対象業種拡大や、本年5月の東日本大震災復興緊急保証制度の創設等により、融資件数、実行額が大幅に増加しております。また、融資件数等の増加に伴う利用者層の拡大により、制度へのニーズもますます多様化してきております。

今回の改正案は、このような状況と現在の中小企業者の状況を鑑み、多様化する利用者の利便性向上を踏まえた上で、今後の成長分野を支援できるような制度とするよう改正を行うものでございます。

議案書4ページをご覧ください。3. 改正（案）ですが、まず、1点目がトライアル支援資金の利用要件追加となっております。トライアル支援資金は「科学の都ちば」実現のために平成22年度に新設したメニューですが、従来の「産学連携」と「知的財産の活

用」に加えて、今回、今後大きな成長が期待できる分野として「農商工連携」に関する要件を追加するものです。要件としましては「自ら生産した農作物（又は林漁業の収穫物）を活用して商品の開発、サービスの提供等を行うための資金を必要とする者。又は農林漁業者と有機的な連携を持って事業を行うための資金を必要とする者」が融資対象となります。

また、表中の「その他」の欄ですが、利用者の利便性向上と申し込み手続きの簡素化のため、従来、千葉市産業振興財団にて行っていた事業可能性評価委員会による事前審査手続きを廃止いたします。

次に、改正案の2点目ですが、インキュベート施設卒業者、ベンチャーカップCHIBA入賞者に対する利子補給率の優遇でございます。本市では起業家を支援するため、千葉市産業振興財団が中心となり、創業支援施設であるインキュベート施設の運営、また、ビジネスプランコンテストであるベンチャーカップCHIBAの開催を行っています。

従来は、インキュベート施設入居中の期間に入居者が利用した制度融資に対して、2,500万円を上限に2.0%の利子補給率を適用しておりましたが、卒業後の一定期間は継続して支援する必要があると考え、卒業後1年以内に制度融資を利用した場合も、入居中の2,500万円の残高を含め合計5,000万円を上限に、2.0%の優遇利子補給率を適用することとしたく、最長4年間で優遇措置を受けることが可能となります。

また、ベンチャーカップCHIBA入賞者に対しても、受賞後1年間は同様の優遇枠を適用することとしたいと思っております。こちらは本年度のベンチャーカップに新設した学生部門の受賞者も対象としたいと思っております。

最後に、今後のスケジュールですが、当審議会からの答申に基づき12月より事務作業に入ります。周知期間を経まして、来年4月からの施行を考えております。

以上が、中小企業資金融資制度の改正案についての説明でございます。どうぞご審議をよろしくお願いいたします。

【小川会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまの平成24年度中小企業資金融資制度の改正点につきまして、制度の概要から、制度改正の必要性、さらには、2点の改正案について説明がございました。この説明につきまして、皆様方よりご意見等がございましたらよろしく願います。西委員どうぞ。

【西委員】

4ページ3の(1)、トライアル支援資金の関係ですが、現時点では、農林水産業における信用保険の取り扱いに変更はありませんので、農林水産業にかかる資金の信用保証といったものは当協会では取り扱いができませんこととなっております。

従いまして、トライアル支援資金の利用要件の追加部分についての保証は、従来どおり例外的な位置づけとなっており、農林水産業と商工業の切り分けに、機微にわたる部分があります。この文案では利用者には、農林水産業も（保証協会による）保証が可能に

なったのかという誤解をされて、トラブルになる可能性があると思われまますので、市当局と当協会の事務局レベルで慎重に検討をお願いしたいと思います。以上です。

【小川会長】

信用保証協会の西委員さんからご意見がございましたけれども、これにつきまして、事務局お願いします。

【中臺主査】

ただいまのご指摘につきましては、平成 23 年 12 月以降の運用ルール策定作業のなかで、事務レベルでの協議を行わせていただきます。利用者、それからお取り扱いいただく金融機関の皆様にご混乱のないように、より具体性のある記述にさせていただきたいと考えております。

あえてこのような書き方をさせていただいたのは、例えば植物工場など、実質的に農業が工業と重なっているような業態については、一部保証対象になっている部分もございますので、このような記述により、農商工連携を強調させていただいたという意図がございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

【小川会長】 今後、事務レベルでの協議を行っていくということです。

【西委員】 ひとつよろしく願いいたします。

【小川会長】 よろしいですか。

【西委員】 はい、結構です。

【小川会長】 ほかにございますか。

他にないようでしたら、諮問内容につきまして決議を取りたいと思います。原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

【各委員】 異議なし

【小川会長】

ありがとうございます。それでは原案のとおり決定することとし、その旨、市長へ答申をしたいと思います。

本日の議事は以上でございます。皆様方のご協力をいただきましてスムーズに議事が進行できましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

【事務局】

本日は、貴重なお時間とご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

本審議会は以上をもちまして閉会とさせていただきます。お忙しいところありがとうございました。

以上